

第5章 不当労働行為事件の審査等

1 不当労働行為事件の審査

(1) 概 要

令和6年の不当労働行為事件の審査状況をみると、係属事件は前年繰越の3件と、9月及び11月に新規申立てが各1件あり、年間の係属件数は5件となった。

終結件数は2件で、棄却が1件、和解が1件であった。

ア 取扱状況

係属した事件は、前年からの繰越しが3件、新規申立てが2件の計5件、終結件数は2件で、次年への繰越しは3件となった。（表1）

表1 取扱状況

(単位：件)

年	区分	係 属 件 数			終結件数	次年繰越
		前年繰越	新規申立て	計		
2		2	2	4	1	3
3		3	2	5	2	3
4		3	-	3	2	1
5		1	3	4	1	3
6		3	2	5	2	3
	計	12	9	21	8	13
	平均	2.4	1.8	4.2	1.6	2.6

イ 新規申立状況

(7) 月別状況

新規申立事件を月別にみると、9月及び11月にそれぞれ1件の申立てがあった。（表2）

表2 月別申立件数

(単位：件)

年	区分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
		2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
3	-	-	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	2
4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5	-	-	-	1	-	-	1	-	-	-	-	-	1	3
6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	2
	計	-	-	1	1	-	1	1	-	1	-	2	2	9
	平均	-	-	0.2	0.2	-	0.2	0.2	-	0.2	-	0.4	0.4	1.8

(イ) 申立人別状況

新規申立事件を申立人別にみると、新規申立ての2件は、いずれも組合による申立てであった。(表3)

表3 申立人別申立件数

(単位：件)

年 \ 区分	組 合	個 人	組合・個人	計
2	2	-	-	2
3	2	-	-	2
4	-	-	-	-
5	2	-	1	3
6	2	-	-	2
計	8	-	1	9
平均	1.6	-	0.2	1.8

(ウ) 労働組合法第7条該当号別状況

新規申立事件を労組法第7条の該当号別にみると、申立てがあった2件のうち、1件が1号(不利益取扱い)及び3号(支配介入)、1件が3号に関するものであった。

(表4)

表4 労組法第7条該当号別申立件数

(単位：件)

年 \ 区分	1号	2号	3号	4号	1・2号	1・3号	1・4号	2・3号	1・2・3号	1・3・4号	計
2	-	1	-	-	-	1	-	-	-	-	2
3	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-	2
4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5	1	-	-	-	-	2	-	-	-	-	3
6	-	-	1	-	-	1	-	-	-	-	2
計	1	1	1	-	-	5	-	1	-	-	9
平均	0.2	0.2	0.2	-	-	1.0	-	0.2	-	-	1.8

(イ) 産業別状況

新規申立事件を産業別にみると、製造業及び運輸業、郵便業がそれぞれ1件であった。

(表5)

表5 産業別申立件数

(単位：件)

年 \ 区分	製造業	運輸業、 郵便業	宿泊業、 飲食サー ビス業	教育、学 習支援業	サービス業 (他に分類さ れないもの)	公 務 (他に分類され るものを除く)	計
2	-	1	-	-	-	1	2
3	-	1	-	-	1	-	2
4	-	-	-	-	-	-	-
5	-	1	1	1	-	-	3
6	1	1	-	-	-	-	2
計	1	4	1	1	1	1	9
平均	0.2	0.8	0.2	0.2	0.2	0.2	1.8

(注) 区分は、日本標準産業分類の大分類に準拠したものである。

(カ) 企業規模別状況

新規申立事件を企業別規模にみると、従業員49人以下及び500～999人がそれぞれ1件であった。(表6)

表6 企業規模別申立件数

(単位：件)

区分 年	49人以下	50～99人	100～499人	500～999人	1,000人以上	計
	2	-	-	1	-	
3	1	-	-	-	1	2
4	-	-	-	-	-	-
5	-	2	-	-	1	3
6	1	-	-	1	-	2
計	2	2	1	1	3	9
平均	0.4	0.4	0.2	0.2	0.6	1.8

ウ 終結事件の状況

(7) 終結状況

係属した5件のうち終結したものは2件で、関与和解によるものが1件、棄却によるものが1件であった。(表7)

表7 終結状況

(単位：件)

区分 年	取 下 げ・和 解				命 令・決 定					計
	取下げ	無関与 和解	関与 和解	小計	全部 救済	一部 救済	棄却	却下	小計	
2	-	-	-	-	-	1	-	-	1	1
3	-	-	1	1	-	1	-	-	1	2
4	-	-	1	1	-	1	-	-	1	2
5	-	-	-	-	-	-	1	-	1	1
6	-	-	1	1	-	-	1	-	1	2
計	-	-	3	3	-	3	2	-	5	8
平均	-	-	0.6	0.6	-	0.6	0.4	-	1.0	1.6

(イ) 終結率

終結率は40.0%で、前年を上回った。(表8)

表8 終結率

(単位：%)

区分 年	終 結 率	終 結 事 由 別 構 成 比		
		取 下 げ	和 解	命令・決定
2	25.0	-	-	100.0
3	40.0	-	50.0	50.0
4	66.7	-	50.0	50.0
5	25.0	-	-	100.0
6	40.0	-	50.0	50.0
平均	38.1	-	37.5	62.5

(注) 1 終結率＝終結件数÷係属件数×100……表1及び表7参照

2 平均は、5年間の加重平均である。

(ウ) 終結事件の処理日数

総平均処理日数は312日で、前年に比べ608日減少した。これは、前年終結した1件が920日と長期を要したこと等によるものである。(表9)

表9 終結事件の処理日数

(単位：件、日)

区分 年	取 下 げ・和 解						命 令・決 定					総平均 処 理 日 数	
	平 均 処 理 日 数	処理日数区分別件数					平 均 処 理 日 数	処理日数区分別件数					
		90 日 以 下	91 日 以 上	181 日 以 上	366 日 以 上	731 日 以 上		90 日 以 下	91 日 以 上	181 日 以 上	366 日 以 上		731 日 以 上
2	-	-	-	-	-	-	647	-	-	-	1	-	647
3	233	-	-	1	-	-	665	-	-	-	1	-	449
4	338	-	-	1	-	-	526	-	-	-	1	-	432
5	-	-	-	-	-	-	920	-	-	-	-	1	920
6	217	-	-	1	-	-	407	-	-	-	1	-	312
計		-	-	3	-	-		-	-	-	4	1	
平均	262.7	-	-	0.6	-	-	633.0	-	-	-	0.8	0.2	494.1

(注) 最下欄の平均処理日数及び総平均処理日数は、5年間の加重平均である。

表10 命令・決定事件の審査段階別処理日数

(単位：日、回)

年	事件名	審査段階						総 処 理 日 数			
		申 立 日	第 1 回 調 査 前 日	第 1 回 調 査 日	最 終 調 査 日	最 終 調 査 翌 日	第 1 回 審 問 前 日		第 1 回 審 問 日	結 審 日	結 審 翌 日
2	31-1	87		243(4)		146		67(3)		104	647
3	元-2	71		332(5)		78		66(2)		118	665
4	2-2	79		148(4)		66		92(3)		141	526
5	3-1	64		616(8)		140		1(1)		99	920
2～5年平均		75.3		334.8(5.3)		107.5		56.5(2.3)		115.5	689.5
6	5-1	79		119(3)		49		77(2)		83	407
6年平均		79.0		119.0(3.0)		49.0		77.0(2.0)		83.0	407.0
2～6年平均		76.0		291.6(4.8)		95.8		60.6(2.2)		109.0	633.0

- (注) 1 () 内数字は、調査又は審問の回数である。
 2 事件番号欄の配列は、命令・決定を交付した順である。
 3 処理日数の平均は、加重平均である。

(I) 不服の状況

令和6年に交付された命令に対して再審査申立ては提起されなかった。(表11)

表11 命令に対する不服状況

(単位：件)

区分 年	命令	左に対し提起された再審査・行訴の件数				
		労働者提起			使用者提起	
		再審査	行訴	再審査・行訴	再審査	行訴
2	1	-	-	-	1	-
3	1	-	-	-	1	-
4	1	-	-	1	-	1
5	1	1	-	-	-	-
6	1	-	-	-	-	-
計	5	1	-	1	2	1

エ 調査・審問等の実施回数

審問等実施回数は前年と同程度であった。(表12)

表12 調査・審問等実施回数

(単位：回)

区分 年	調査	審問	合議	和解	計
2	4	5	2	7	18
3	12	2	5	19	38
4	5	1	5	12	23
5	6	2	4	7	19
6	6	2	2	10	20
平均	6.6	2.4	3.6	11.0	23.6

オ 実効確保の措置勧告の申立状況

審査の実効確保の措置勧告を求める申立てが1件あり、文書による勧告を行った。

カ 物件提出命令の申立状況

令和6年中に物件提出命令を求める申立てはなかった。

キ 年別取扱い・処理状況

年別の新規申立件数・係属件数の推移は、図1の1、取下げ・和解及び命令・決定件数の推移は、図1の2のとおりであり、いずれの件数も漸減傾向にある(年別の件数の内訳は後掲表13を参照)。

最近10年間の終結事件27件の内訳は、図2の下表のとおりであり、取下げ・和解が14件で、終結事件全体の51.9%を占め(その内訳は、無関与和解2件、関与和解12件)、命令・決定は13件で、全体の48.1%を占めており(その内訳は、全部救済2件、一部救済4件、棄却7件)、命令・決定の占める割合が、図2の上表の昭和24年から令和6年までの終結件数における割合(32.5%)に比べて大きくなっている。

図1の1 新規申立・係属件数の推移

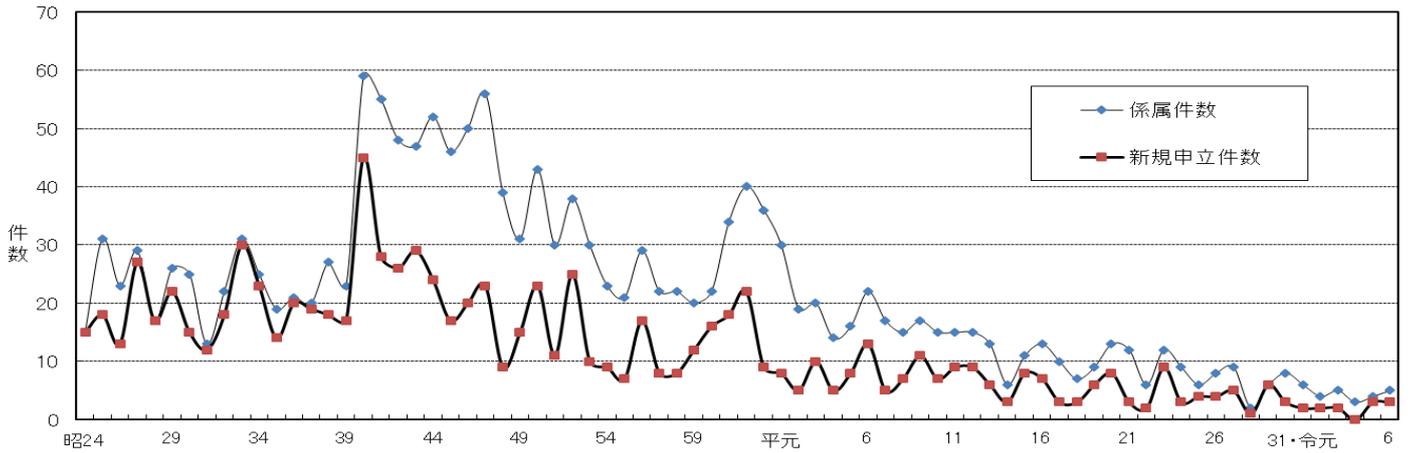


図1の2 取下げ・和解及び命令・決定件数の推移

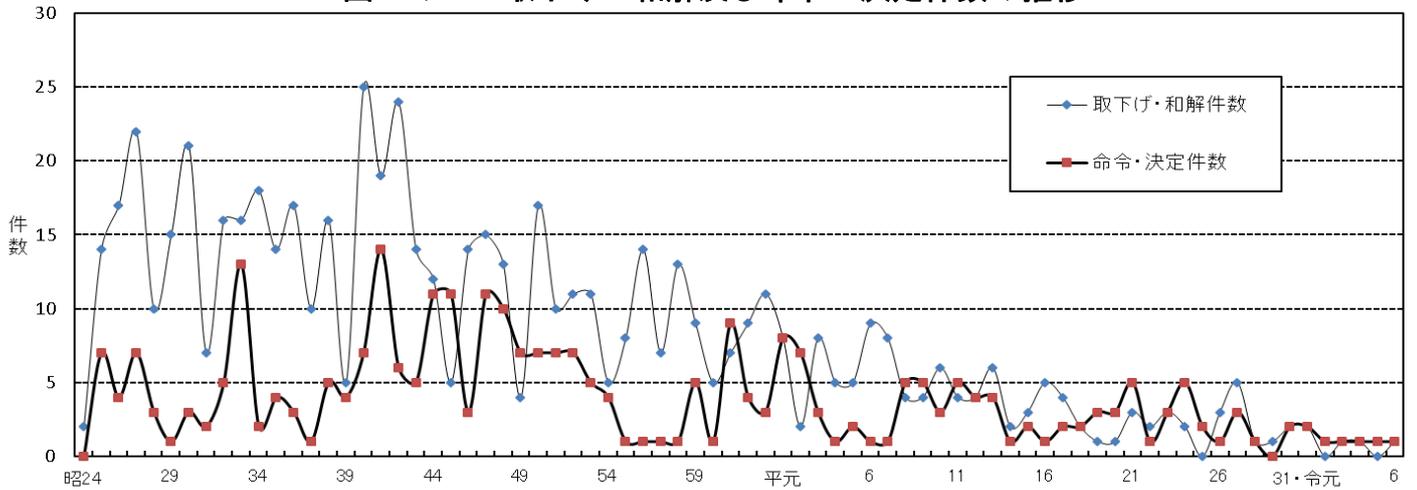
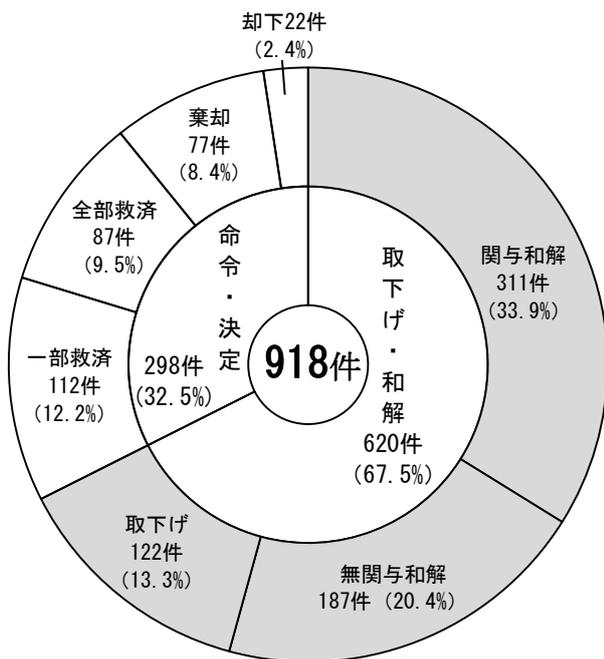
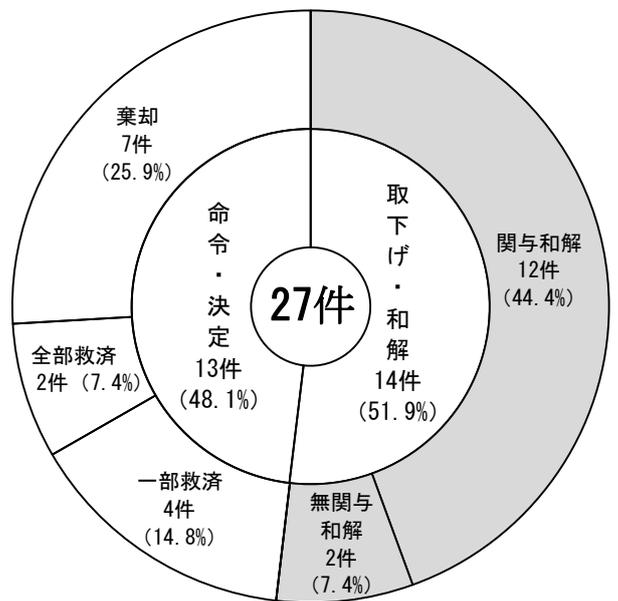


図2 終結状況 (昭和24年～令和6年)



平成27年～令和6年の10年間の再掲



(注) 内訳は、それぞれ四捨五入しており、全項目の合計が100%にならないことがある。

表 13 不当労働行為事件年別取扱・処理状況

(単位：件)

区分 年	係属件数			終 結 件 数										次 年 繰 越	
	前 年 繰 越	新 規 申 立	計	取 下 げ ・ 和 解					命 令 ・ 決 定						計
				取 下 げ	無 関 和 解	与 関 和 解	与 関 解	小 計	全 救	部 救	一 部 救	部 救	棄 却		
昭24	-	15	15	-	-	2	2	-	-	-	-	-	2	13	
25	13	18	31	3	-	11	14	-	1	2	4	7	21	10	
26	10	13	23	-	6	11	17	-	-	4	-	4	21	2	
27	2	27	29	8	9	5	22	2	-	4	1	7	29	-	
28	-	17	17	5	4	1	10	-	-	2	1	3	13	4	
29	4	22	26	9	2	4	15	-	-	1	-	1	16	10	
30	10	15	25	9	5	7	21	1	-	2	-	3	24	1	
31	1	12	13	1	4	2	7	1	-	1	-	2	9	4	
32	4	18	22	2	5	9	16	3	-	2	-	5	21	1	
33	1	30	31	3	6	7	16	1	6	6	-	13	29	2	
34	2	23	25	-	6	12	18	-	1	1	-	2	20	5	
35	5	14	19	3	8	3	14	-	2	2	-	4	18	1	
36	1	20	21	1	8	8	17	-	2	1	-	3	20	1	
37	1	19	20	2	4	4	10	1	-	-	-	1	11	9	
38	9	18	27	1	6	9	16	4	1	-	-	5	21	6	
39	6	17	23	4	-	1	5	1	3	-	-	4	9	14	
40	14	45	59	1	18	6	25	-	5	2	-	7	32	27	
41	27	28	55	5	4	10	19	4	4	2	4	14	33	22	
42	22	26	48	2	9	13	24	1	4	1	-	6	0	18	
43	18	29	47	3	7	4	14	1(1)	3	-	1	5(1)	19(1)	28	
44	28	24	52	5	4	3	12	4	5	2	-	11	23	29	
45	29	17	46	2	1	2	5	2	9	-	-	11	16	30	
46	30	20	50	2	4	8	14	1	2	-	-	3	17	33	
47	33	23	56	2	4	9(1)	15(1)	7	3	1	-	11	26(1)	30	
48	30	9	39	1	3	9	13	6(2)	4	-	-	10(2)	23(2)	16	
49	16	15	31	1	1	2	4	4	3	-	-	7	11	20	
50	20	23	43	2	5	10	17	5	1	1	-	7	24	19	
51	19	11	30	1	4	5	10	3	4	-	-	7	17	13	
52	13	25	38	1	2	8	11	4	1	2	-	7	18	20	
53	20	10	30	1	5	5	11	4	1	-	-	5	16	14	
54	14	9	23	1	1	3	5	1	2	1	-	4	9	14	
55	14	7	21	1	2	5	8	1	-	-	-	1	9	12	
56	12	17	29	1	6	7	14	-	1	-	-	1	15	14	
57	14	8	22	2	4	1	7	1	-	-	-	1	8	14	
58	14	8	22	2	4	7	13	1	-	-	-	1	14	8	
59	8	12	20	3	2	4	9	3	1	1	-	5	14	6	
60	6	16	22	3	-	2	5	(1)	1	-	-	1(1)	6(1)	16	
61	16	18	34	2	1	4	7	3	6	-	-	9	16	18	
62	18	22	40	5	-	4	9	2	2	-	-	4	13	27	
63	27	9	36	1	2	8	11	1	2	-	-	3	14	22	

区分 年	係属件数			終 結 件 数										次 年 繰 越	
	前 年 繰 越	新 規 申 立	計	取 下 げ ・ 和 解					命 令 ・ 決 定						計
				取 下 げ	無 和 解	関 与 和 解	関 与 和 解	小 計	全 救 済	一 部 救 済	一 部 救 済	棄 却	却 下		
平元	22	8	30	3	-	5	8	4	2	2	-	8	16	14	
2	14	5	19	1	-	1	2	1	2	4	-	7	9	10	
3	10	10	20	1	2	5	8	1	2	-	-	3	11	9	
4	9	5	14	-	-	5	5	1	-	-	-	1	6	8	
5	8	8	16	2	-	3	5	-	-	2	-	2	7	9	
6	9	13	22	4	2	3	9	-	1	-	-	1	10	12	
7	12	5	17	-	1	7	8	-	1	-	-	1	9	8	
8	8	7	15	1	2	1	4	1	2	2	-	5	9	6	
9	6	11	17	1	1	2	4	-	1	-	4	5	9	8	
10	8	7	15	-	4	2	6	1	1	-	1	3	9	6	
11	6	9	15	-	2	2	4	-	1	2	2	5	9	6	
12	6	9	15	1	-	3	4	-	1	1	2	4	8	7	
13	7	6	13	3	-	3	6	1	1	2	-	4	10	3	
14	3	3	6	1	-	1	2	-	-	1	-	1	3	3	
15	3	8	11	1	1	1	3	-	-	2	-	2	5	6	
16	6	7	13	1	1	3	5	-	-	-	1	1	6	7	
17	7	3	10	1	-	3	4	-	-	2	-	2	6	4	
18	4	3	7	-	1	1	2	-	-	2	-	2	4	3	
19	3	6	9	-	-	1	1	1	1	1	-	3	4	5	
20	5	8	13	-	-	1	1	1	-	2	-	3	4	9	
21	9	3	12	-	1	2	3	-	4	-	1	5	8	4	
22	4	2	6	-	1	1	2	-	-	1	-	1	3	3	
23	3	9	12	-	-	3	3	-	3	-	-	3	6	6	
24	6	3	9	-	-	2	2	-	4	1	-	5	7	2	
25	2	4	6	-	-	-	-	-	1	1	-	2	2	4	
26	4	4	8	-	-	3	3	-	-	1	-	1	4	4	
27	4	5	9	-	1	4	5	-	-	3	-	3	8	1	
28	1	1	2	-	1	-	1	1	-	-	-	1	2	-	
29	-	6	6	-	-	1	1	-	-	-	-	-	1	5	
30	5	3	8	-	-	2	2	-	1	1	-	2	4	4	
31・令元	4	2	6	-	-	2	2	1	-	1	-	2	4	2	
2	2	2	4	-	-	-	-	-	1	-	-	1	1	3	
3	3	2	5	-	-	1	1	-	1	-	-	1	2	3	
4	3	-	3	-	-	1	1	-	1	-	-	1	2	1	
5	1	3	4	-	-	-	-	-	-	1	-	1	1	3	
6	3	2	5	-	-	1	1	-	-	1	-	1	2	3	
計		921		122	187	311(1)	620(1)	87(4)	112	77	22	298(4)	918(5)		

(注) ()内の数字は、分離和解又は分離命令の数で外数である。

(2) 不当労働行為事件に係る審査の実施状況及び審査の期間の目標達成状況

令和6年1月から12月までに終結した事件は2件で、全て審査の目標である1年6箇月以内の終結を達成した。

表14 審査の実施状況及び審査の期間の目標達成状況

No	事件番号 (労組法7条該当号)	申立人別 (組合員数)	被申立人別 (従業員数) 業 種	請求する救済内容	申立年月日 終結年月日	終結状況 (不服申立て)	調査回数 審問回数	尋問証人数		処理 日数	審査委員 労側参与委員 使側参与委員	備考	終 結 事 件 の 目 標 達 成 の 状 況	
								申立人 申 請	被申立人 申 請				達成の 状 況	未達成の理由
1	5-1 (1・3号)	組合 (44)	民間 (1,139) 道路旅客運 送業	1 他組合との差 別扱禁止 2 文書の交付及 び掲示	5. 4. 12 6. 5. 22	棄却	調査 3 審問 2	2	0	407	青 木 師 玉 南 島		達 成	
2	5-2 (1・3号)	組合 (13)	民間 (69) 教育, 学習 支援業	1 職務給の支払 2 希望する組合 員への高齢者講 習指導員資格取 得機会の付与 3 職員室掲示書 面の掲示中止 4 文書の掲示	5. 7. 12	審査中	(調査 5) (審問 1)	(1)	(1)	(539)	藤 井 稷 山 上 田		-	-
3	5-3 (1号)	組合 (110) 個人1名	民間 (77) 飲食店	1 基本給及び職 務手当の昇給 2 文書の掲示	5. 12. 28 6. 7. 31	関与和解	調査 2 審問 0	0	0	217	土 田 上 尾 小 林		達 成	-
4	6-1 (3号)	組合 (2)	民間 (45) 製造業	1 組合事務所の 明渡請求の停止 2 文書の交付及 び掲示	6. 9. 3	審査中	(調査 1) (審問 0)	(0)	(0)	(120)	村 中 松 本 塩 尻	実効確保の措 置勧告の申立 て(6. 10. 3) 勧告(6. 12. 25)	-	-
5	6-2 (1・3号)	組合 (648)	民間 (800) 道路旅客運送 業	1 解雇の撤回・ 共済費の納付等 2 文書の交付及 び掲示	6. 11. 5	審査中	(調査 0) (審問 0)	(0)	(0)	(57)	橋 本 青 山 倉 垣		-	-

(注) 1 審査の目標は1年6箇月以内の終結であり、目標期間達成の状況は令和6年12月31日までに終結した事件についてである。

2 調査・審問回数、尋問証人数及び処理日数のうち () 内の数字は、審査中の事件についての申立日から令和6年12月31日までの数字である。

2 再審査事件

(1) 概要

中央労働委員会に係属した当委員会の命令に係る再審査事件は、前年からの繰越事件1件のみであり、令和7年に繰り越された。

(2) 再審査事件係属状況一覧表

事 件 番 号	(再審査) 中央労働委員会			(初審) 京 都 労 委	
	申 立 人	申 立 て	審 査 状 況	申 立 て	終 結
(5 不 再 31)	労 働 者	5.10.11	調査4回 (結 審)	3.3.23 (3不1)	5.9.28 (棄 却)

3 行政訴訟事件

当委員会の命令に対する行政訴訟の係属状況は次のとおりである。

経過 事件番号	京都労委		京都地裁	
	申立て	終結	提起	審理状況
(2不2)	2.12.23	4.6.1 (一部救済)	4.6.28 (使) (4行ウ14)	口頭弁論12回 4.11.15 4行ウ14に 4行ウ17を併合
			4.7.14 (労) (4行ウ17)	

4 労働組合の資格審査

(1) 概 要

ア 取扱状況

係属件数は、前年からの繰越しが3件、新規申請が7件の計10件、終結件数は7件で、次年への繰越しは3件となった。（表1）

表1 取扱状況

（単位：件）

年	係 属 件 数			終結件数	次 年 繰越し件数
	前年繰越し	新規申請	計		
2	2	11	13	8	5
3	5	3	8	3	5
4	5	7	12	11	1
5	1	4	5	2	3
6	3	7	10	7	3
計	16	32	48	31	17
平 均	3.2	6.4	9.6	6.2	3.4

イ 新規申請状況

(7) 月別申請件数

新規申請を月別にみると、不当労働行為救済申立てに伴う申請が9月及び11月にそれぞれ1件あった。また、労働者委員推薦のための申請が10月に5件あった。（表2）

表2 月別申請状況

（単位：件）

年	月												計
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	1	3	11
3	-	-	1	-	-	1	-	-	1	-	-	-	3
4	-	-	-	1	-	-	-	-	-	6	-	-	7
5	-	1	-	1	-	-	1	-	-	-	-	1	4
6	-	-	-	-	-	-	-	-	1	5	1	-	7
計	-	1	1	2	-	1	1	-	2	18	2	4	32
平 均	-	0.2	0.2	0.4	-	0.2	0.2	-	0.4	3.6	0.4	0.8	6.4

(イ) 事由別申請状況

新規申請を事由別にみると、2件が不当労働行為救済申立てに伴うもの、5件が労働者委員推薦のためのものであった。(表3)

表3 事由別申請件数

(単位：件)

年	区分	不当労働行為救済申立て	委員推薦	法人登記	労働者供給事業	計
	2	4	7	-	-	11
	3	2	1	-	-	3
	4	-	6	1	-	7
	5	3	-	-	1	4
	6	2	5	-	-	7
	計	11	19	1	1	32
	平均	2.2	3.8	0.2	0.2	6.4

ウ 終結案件の状況

(7) 終結状況

終結状況をみると、7件のうち適格として認定されたものが6件、和解により申請事由が消滅し終了したものが1件であった。(表4)

表4 終結状況

(単位：件)

年	区分	資格あり				資格なし	取下げ	終了	計
		不	委	法	労				
	2	1	7	-	-	8	-	-	8
	3	1	1	-	-	2	-	1	3
	4	3	6	1	-	10	-	1	11
	5	1	-	-	1	2	-	-	2
	6	1	5	-	-	6	-	1	7
	計	7	19	1	1	28	-	3	31
	平均	1.4	3.8	0.2	0.2	5.6	-	0.6	6.2

(注) 不………不当労働行為救済申立てに伴うもの
委………労働者委員推薦のためのもの
法………法人登記申請を目的としたもの
労………労働者供給事業のためのもの

(イ) 終結案件の処理日数

前年と比べて総平均処理日数は減少した。これは、処理日数が少ない労働者委員推薦のための資格審査の申請が多かったことによる。(表5)

表5 終結案件の処理日数

(単位：日、件)

区分 年	不当労働行為救済申立てに伴う申請	左記以外の事由に係る申請											総平均 処 理 日 数
	平均 処理 日数	処理日数区分別件数					平均 処理 日数	処理日数区分別件数					
		14 日 以 下	15 日 ～ 30 日	31 日 ～ 90 日	91 日 ～ 180 日	181 日 以 上		7 日 以 下	8 日 ～ 14 日	15 日 ～ 30 日	31 日 ～ 60 日	61 日 以 上	
2	647.0	-	-	-	-	1	7.0	5	2	-	-	-	87.0
3	449.0	-	-	-	-	2	9.0	-	1	-	-	-	302.3
4	479.0	-	-	-	-	4	8.1	4	2	1	-	-	179.4
5	920.0	-	-	-	-	1	28.0	-	-	1	-	-	474.0
6	312.0	-	-	-	-	2	6.4	2	3	-	-	-	93.7
計		-	-	-	-	10		11	8	2	-	-	
平均	500.5	-	-	-	-	2.0	8.3	2.2	1.6	0.4	-	-	167.1

(注) 最下欄の平均処理日数及び総平均処理日数は、5年間の加重平均である。

(2) 労働組合資格審査一覧表

審査番号	申請理由	申請年月日	決定年月日	終結年月日	終結区分	処理日数(日)
05101	不	5. 4. 12	6. 4. 26	6. 5. 22	認証	407
05102	不	5. 7. 12				
05103	不	5.12. 28		6. 7. 31	終了	217
06101	不	6. 9. 3				
06201	委	6.10. 8	6.10.11	6.10.11	認証	4
06202	委	6.10. 8	6.10.11	6.10.11	認証	4
06203	委	6.10.18	6.10.25	6.10.25	認証	8
06204	委	6.10.18	6.10.25	6.10.25	認証	8
06205	委	6.10.18	6.10.25	6.10.25	認証	8
06102	不	6.11. 5				

(注) 不…不当労働行為救済申立てに伴うもの 委…労働者委員推薦のためのもの